

まえがき

道路橋に関して国土交通省では昭和 63 年に示された橋梁点検要領(案)¹⁾にもとづいて定期的な点検が行われてきた。その結果、現在までに各地整で管理を行う橋梁については、点検で確認された損傷の種類や状態、またその損傷ランクなど維持管理上必要な情報が記録、収集されてきている。さらに平成 16 年に橋梁定期点検要領(案)²⁾を定め、概ね 5 年毎に行う近接点検によって橋の状態に関する基礎的情報を得る体制となった。点検にはその他にも異常時の点検や特定の事象に着目した特定点検、日常点検などがあり、維持管理ではそれらの情報を活用して変状の発見、監視および補修補強等の措置を行う体制となっている。

一方、地方自治体等が管理する国道や地方道では、必ずしも定期的な点検が十分に行われていない場合もあると考えられ、そのような場合には管理する道路橋の健全度について基礎的な情報がすぐには把握できない懸念がある。

我が国の道路橋は 1960 年代～ 1970 年代の高度経済成長期以降に大量に建設されており、これらの膨大な資産を限られた予算と人員で合理的に維持管理し、道路ネットワークの機能を将来にわたって確保してゆくためには、着実に高齢化していくこれらの橋梁の健全性などの状態について把握し、補修や補強等の対策を実施することが求められている。

道路構造物管理研究室では、従来より報告されてきた損傷事例や過去の直轄管理の橋梁の点検結果から、道路橋の劣化の傾向等を分析し、できるだけ短時間かつ低コストで道路橋の健全度について概略把握できる手法について検討してきた。

本報告書では、道路橋の劣化傾向等に関する分析結果をとりまとめるとともに、道路橋の健全度の把握に最低限必要と考えられる基礎的情報を得るための手法について提案している。

本資料のとりまとめにあたっては、損傷事例の提供など各機関に多大なるご協力をいただいている。ここに謝意を表す。

1) 「橋梁点検要領(案)」昭和 63 年 7 月 建設省土木研究所 土木研究所資料第 2651 号

2) 「橋梁定期点検要領(案)」平成 16 年 3 月 31 日 国土交通省道路局国道・防災課長通知